

第 4 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 4 月 2 5 日（金） 午後 2 時～午後 4 時 2 2 分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 学	
助役	上田 周五	和田奨四郎	山中 幹夫	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	川村 奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 譲	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	中岡 孝幸	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	上田 太久	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

8 人（うち報道関係者 1 人）

【 1 開会 午後 2 時】

本山事務局長：第 4 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

【 2 会長挨拶】

会長：皆様方の顔そのものが段々とわかってきたということは、皆様方の多くのご意見をいただきながら会が進行している証であること、事務局の頑張りもあり協議事項そのものも順調に進んでいること、合併について 3 つの町村が前向きな議論の中で進んでいるが、都市型の行政と中山間型の行政をあわせて行っていく新しい町になってくる中で、安全・安心であるとか、21 世紀のキーワードである環境等の事業も新町構想づくりの中に盛りいれていただければ幸いであるというふうに思っていること等について申し述べてあいさつを終わる。

会長：委員の交代について報告。

学識経験者のうち吾北村の青年代表委員であった、中岡孝幸氏に替わり、新しく岡田桂氏を 4 月 18 日付けで協議会委員として委嘱した旨報告をし、挨拶をお願いします。

岡田委員：吾北村青年団長となり、このたび協議会委員となったので、よろしくお願ひしたい旨申し述べ自己紹介を終わる。

会長：議題に先立ち、第 3 回協議会で中平一三委員からご質問のあった普通自動車及び軽自動車の車庫証明の件について事務局から報告を求める。

土居内班長：車庫証明については、保管場所の確保等に関する法律に定められており、この法律では、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車を除く自動車については、特別区及び市、町及び別に掲げる村の区域においては車庫証明が必要ということが規定されている。

合併して町となる場合は、現行の法を解釈すれば、合併後に旧吾北村、旧本川村の住民の方が新たに自動車を取得する場合には車庫証明が必要になってくるというふうに解される。また、合併前に自動車を取得している旧吾北村、旧本川村の住民の方については、自動車の名義変更や保管場所の変更がない限りは過去に遡及をして車庫証明の書類の提出を求めるような措置をとらないということで、住民の方に不利益にならないような方向で検討しているということである。

軽自動車については、現時点では高知市以外では、車庫証明が必要がないので、合併後も特に影響がない。

中平一三：車庫証明というのは、青空駐車を防止するために定められたものと解釈するが、自分の家の田畑や庭先に駐車する場合も。車庫証明が必要か問う。

土居内班長：現状では、市や町の住民の方については車庫証明を提出しているが、そういったケースについても車庫証明の手続きをとるということになっている。

中平一三：了承。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：畑山博行君（伊野町）、北川一海君（吾北村）を指名し、お願いします。

【 4 議 題】

会長：吾北村の筒井鷹雄委員が 1 時間ほど遅れる旨、連絡がっており、現在の出席委

員は、39人で、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項に規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：第3回協議会で継続協議となっていた、協議第13号 消防団の取扱いについてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(本山事務局長：脱字、誤字については説明しながら訂正させていただく旨、了承願う説明)

議長：質問はないか問う。

伊藤隆茂：5ページの調整方針の中に、団長1名、副団長9名以内となっているが、組織が一掃するに当たりこの人数が適正かどうか問う。

互助会の取り扱いについて問う。

本山事務局長：2ページの組織の表で、副団長の合計数が7名で3町村とも複数制である。現状で3名の団長のうち1名を団長に、残り2名を副団長に就任というふうに調整をしている。

伊野町と吾北村には互助会制度があるが、この制度は、消防団員の方々がそれぞれ協議をして、組織をしているものなので、新町においても消防団員の方々が互助会を置くのか置かないのか協議をしていただけるように考えている。

伊藤隆茂：了承。

議長：他に質問はないか問う。

中平一三：新町構想で、消防団の定数は何名になっているか問う。

本山事務局長：団長以下382名で現行どおり引き継ぎたいと考えている。

中平一三：382名ということは、現在の団員数で、69名の欠員が生じていると思うがその不足のままでいくのか問う。

また、本川や吾北の役場職員が消防団員になっていることを聞いたが、新町で人事異動があった場合、現地の消防団員は不足することになるが、現状でも不足している中、なお不足するようなことになることを心配するがその点、どのように考えているか問う。

議長：定数は451名で、現数が382名で、定数は定数で、消防団員の確保に努めていかなければならないと考えている。今の定数を減らすというものではない。

中平一三：しかし、消防団員である本川村職員が新町の本庁勤務になった場合、現地の消防団員が不足するということである。そのことが僻地では、心配する点である。

議長：例えばその方が、消防団員であるので異動を支障をきたすといったことは、おかしいと思うので、そのための消防団員の確保についても努力をしていく考えである。

中平一三：婦人の消防団とか、消防団経験のある定年した者の内、比較的若い人たちの第二消防団というような形の組織を作ってもらうような要請をして、現地を守っていただけたら安心できるのではないかと思い提言したわけである。

議長：現伊野町においても女性消防団員が10名いるが、どうしても昼間の手薄なとき

の火災についての対策が、今後とも必要となってくるので、女性消防隊等の方向にも目を向けていきたいと考えている。

曾我部義晴：5ページの調整方針中、組織は現行のとおり新町に引き継ぐということがあるが、合併後調整するということは、分団長以下、団員までのそれぞれの階級の団員数を調整するという意味か問う。

本山事務局長：合併したことにより分団の決まった定員数の中で分団員が異動する等、いろんなことが発生する可能性がある。また、新たな団員の役職名等も含め、そういうこと等について合併後に調整をするという意味である。

議長：その調整の中には、一時出動のエリアの決定についても含まれる。

曾我部義晴：団員数はそれぞれの町村の事情があり定められていると思うが、本川村の場合、行政の柱としている山岳観光で、山での遭難時の人命救助活動については、地元の者でないと山の状況がわからない。そういう面やまたダムへの転落事故等の人命救助にもにも充分配慮していただきたい。

議長：新町将来構想の中で、例えば本川村にヘリポートを設置するとか、県との連携体制を作っていくたいというような文言を、事務局の方で検討中なので、またそのときに詳しくお話ししたいと考える。

山本高裕：前回欠席していたので、そのときに質問があったかも分からないが、5ページの調整方針案を見ると、伊野町の報酬については、今まで日額制であったものが年額報酬ということになっている。報酬が固定給で、費用弁償が出動費と考えてよいか問う。

議長：はい。

山本高裕：固定給と考えると休んだ場合や、出動をあまりしていない場合でも同額支払われることになるのか問う。

議長：おっしゃるとおり、半分の出動であったとしても、この年額報酬は支払われることになる。消防団の中の各分団において名前だけの団員を無くしていくように各分団で努力がなされているところである。

山本高裕：5ページの費用弁償で、出動1回につき5千円というのは、3町村の現状から見てもその金額が少ないように思う。

自分も団員であるが、緊急を要することなのでどんなことがあっても出動する。半日の場合も、1日の場合もあるので、この件についてもう少し検討していただきたい。

伊野町の場合、現状と随分変わることにいると思うが団長にお話などをされたか問う。

岡林幹事：この金額については、消防の幹部会には、一応の了承を得ている。

具体的に言えば、団員の場合、出動回数が13回までであれば、年額報酬の方がよくなる。伊野町の13年度の場合、一番回数の多い方で16回出動をしており平均では10回ぐらいの出動回数になっている。しかし、団長については24回までの出動であれば、今回の案の方がよくなるが、これを越える場合については、団長は現行より少なくなる。

山本高裕：了承。

議長：伊野町の場合、今回の改正において、消防団員に支給する額が少なくなるというふうに考え、幹部会にいったんお願いをして、議論していただいたという経過があ

る。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第13号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第13号 消防団の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第15号 地域審議会の取扱いについてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（別役総務班長説明）

議長：質問はないか問う。

筒井静一：地域審議会は、合併によって住民の意見が施策に反映しにくいということを改善するために設置するという事になっているが、我々としては、この審議会に大変期待をしておったところだが、調整方針では設置をしないという方針になっていることについて、もう少し詳細にその経緯について説明していただきたい。

議長：今回の3つの町村の合併は対等合併という大きな前提があり、そのために現在の吾北村、本川村の役場そのものもただの支所ではなく、総合支所という方向で、協議会の中で進めてきている。

そこでは、従来どおり住民の皆さま方の意見が聴ける場であるという認識を事務局も私も持っている。審議会を置かなくても、他の方法で地元の意見が酌み取れるのではないかと考えている。

支所は総合支所方式であるので、数多くの職員もあり、例えば、吾北事務所長であるとか本川事務所長であるといったような支所のトップを置く構想も持っているので、地域審議会については作る必要がないのではないかと考えている。

筒井静一：調整方針の理由の中に、対等合併であるからという理由があるが、対等合併ということについては、我々も承知をしているところである。

例えば、新町の庁舎の位置は、伊野町に置くということに決定されているし、また、町名にしても全国に名が知れわたった伊野町が好ましいということから、ほぼ伊野町に決定するのではないかとこのように考える。議員の数にしても、有権者数の多い伊野町に偏在する可能性もある。

対等合併といいながら、実質的には伊野町への吸収合併ではないかというような気もする。

そういう意味で、対等合併というのは理由にならないのではないかと思います。

また、総合支所を置くからその必要性はないのではないかとこのことであるが、支所はあくまでも行政機関であって、行政機関は総合支所であろうと普通の支所であろうと、それなりの任務を遂行する必要があるものであって、別に地域の審議会に変わるべき性質のものではないのではないかとこのように思う。

また、部落長会あるいは地区長会が、審議会の代替ができるのではないかとこのように判断であるようだが、これらの組織は、地域審議会に代わるような目的を持った組織ではないと判断をするが、それらの点について問う。

本山事務局長：3町村が対等という形で合併をする、そして各旧町村にも総合支所とい

うひとつの行政組織を残していくということから、長い間、行政運営をしてきた3町村のほとんど全ての制度を現状の形で継続をしていこうという方向性である。そういう意味から、あえて屋上屋を架すような地域審議会を置かなくても、十分に行政運営ができていけないのではないか、住民の皆様方の意見は十分に吸収ができて、今後の反映ができるのではないかという判断である。

筒井静一：4月22日付けの高知新聞の記事に、知事が議会との関係を懸念するというような見出しで、知事の談話が掲載されているが、この中に橋本知事は「これまでは県議会が県民の代表ということで、行政が事業の案を諮り、実行していく一つのチャンネルだったが、これからは県民と一緒に何かを考え、調整していく場づくりがますます必要になったと感じている」と述べたと、こういうことになっている。そういうことで、知事は「公共のプラットフォームづくり促進事業」を計画をしているということが掲載されているが、この内容は、地域住民と直接対話を実行する中で行政の向上を図っていこうというようなことである。

知事は住民と直接対話をするというチャンネルを作りたいということだが、我々が審議会に期待をすることは、この知事のチャンネルの考え方と同一の考え方であるが、これについてどういう見解を持っているか問う。

議長：先日の高知新聞の記事は、県民の意見が県議会議員に乗ってないのではないかというような知事のコメントで、投票率があれくらい低下をすると知事も一つは考えてみなくてはならない問題であるというふうに推察した。

一方、伊野町、吾北村、本川村においても、地方議員がいるわけで、その県議会議員と町村議会議員との違いは、まだあると思っている。町民、村民の意見は議員さんがかなり持ってくれているという思いがある。今の吾北村、本川村であっても議員さんの意見が行政に反映されているというふうに判断をしている。

総合支所方式で、それなりのトップを置くことによって議員さんも声が出せるし、選挙をやっても本川村の有権者数が少ないために議員さんが出てないとしたとしても、吾北村の議員さんは本川村のことを把握しながら、新しい町の運営をしていかななくてはならないというふうに思う。

民意を聴かないという思いで審議会を設置しないのではなく、意見を聴く場はあり、審議会といった方法でなくてもいろんな施策について、旧本川村の方を何名公募してくださいといったようなやり方はできるというふうに考えているので、ここで改めて審議会を設置する必要はないのではないかといった思いである。

長崎譲：筒井委員の発言は、これからの取り組みとしても大事な問題で、我々が最初から懸念をしている問題の一つはそういう問題ではないかと思う。

対等合併でなしに吸収合併ではないかというふうにとられてしまうと、これから先、スムーズに事が運んでいかないと、懸念も生じてくるということが考えられるので、そこは十分に納得のいかれる形で、頭の中に入れておいていただかないと、諸々の問題が生じてきやしないかというふうに思う。

現在、地域審議会の位置付けについて、執行部の方では、区長会があり意見の吸収もできるし、また、支所を総合支所として今までない支所の格づけをして、地域の皆さまの声を吸い上げていくということである。

この辺の区長のあり方、支所の今後のあり方、こうした問題がかなり重要視されてくるのではないかと考える。地域末端の過疎地からの声を十分に聴いて行政の中に

活かしていかななくては、心から合併して良かったと、全町民の方に喜んでいただけるという本来の町づくりができていかないというようにも考えている。

地域の審議会を設置したからよくなるということではなしに、やはり、そこは十分に、地域の声を支所なり、区長会なり、いろんな形で聴かれて行政の中へ反映をしていくという、新しい制度づくりというような問題にも取り組んでいただきたいと思います。

筒井静一：吸収合併であると断定はしていないので誤解のないようお願いしたい。

しかし、地域審議会のあり方というのは、住民参加という意味合いを考えてみた場合に非常に重要な意義があるのではないかと思う。それを既定の組織があるからといってそれでよいということで、一蹴することはどうかと思う。

浜田孝介：地域審議会をあえて作らず、総合支所、区長または部落長会を継続するので、それで実質的には代わりうるものとして役割を果たすのだろうとのお考えのようであるが、総合支所については、今回、新しい設置であるので何らかのルールとか役割は見直されて体系化されてくると思う。

しかし、区長又は部落長会、これは従来どおりのやり方でやるのかどうか問う。

議長：区長会、部落長会については、まだ事務局とも練ったものはない。今までどおりというふうに考えているところである。

伊野町の場合には、総会を行い行政との意見交換をしたり、それと別に部落長の名前で地区要望として要望書の提出があるが、それについても1通1通返事を書いて対応しているところである。

浜田孝介：従来の方法で、地域の民意を集約する地域審議会に代わるような役割はできると判断していることを確認する。

議長：そうである。

議長：他に質問はないか問う。

議長：質問がないことを確認し、この件については少し議論を深めていきたいと思うが、ここで採決をせず次回に再度提案して協議するというところでよいか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第15号地域審議会の取扱いについては継続協議とされた旨宣告する。

隅田明：継続協議ということになったので、あえて申し上げる。

現在、国の地方制度調査会で今後の地方自治のあり方を検討している。よく話題になるのは、小規模町村の切り捨て論だが、最近の報道では非常にトーンが変わってきている。地域の自治組織を法制化しようというようなことも出てきている。今の情報では4月末から5月に上旬に出るのではないかとということである。

筒井委員さんのおっしゃった考え方も必要ということで、例えば地域自治組織に長を置く、地域審議会をその諮問機関として今の議会のような形で置いていくとかいうことを、法律で整備していくというような動きも出てきている。

ちょうどそのようなこともあるので、その動きを見て次回に検討いただくのが適切ではないかということをお知らせとして述べる。

議長：協議第16号 事務機構及び組織の取扱いについて〔協定項目第13号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

(土居内計画班長説明)

議長：質問はないか問う。

黒石利武：調整案についてお尋ねをする。

「住民にとってわかりやすく、利用しやすい組織、機構」の意味がわかりにくいわけだが、総合支所のハード事業の起案等は、どこがするのかということはどうなっているのか問う。

議長：ハード事業の決裁、起案については、県の出先機関をイメージして考えていただいたらわかりやすいのではないかと思う。

黒石利武：そう言っていただければよくわかる。

では、財政の部分を本庁舎に移行した場合、起案をした後は、執行部の執行権と、議会の議決権に移ってこようかと思うが、概ね了解である。

議長：それが、専決規程とって、支所長に権限をどれくらい持たすのかといったことについては、条例の中で決めていくということである。

筒井幹夫：合併によって役場が遠くなる、住民サービスが低下するという村民の声が非常に大きい、郵便局の公社化に伴いそれによつての行政的なサービスを取り込んだという伊野町の姿勢を新聞報道で知つたが、そういうところを利用して行政サービスを進めていく時代がくるのではないかというふうに思うが、取り組みについて所見を問う。

議長：住民サービスの低下は招いてはいけないというスタンスで、合併の協議をしているところで、アップすることはよいことであると認識している。そういった方向で郵便局が受けてくれるのなら、また住民のニーズが高いのならばお願いしていけばよいと思う。

長崎讓：総合支所の位置づけについては、従来やってきた本川村、吾北村の仕事の内容を引き継ぐものとするが、そうなつた場合の支所長の権限、支所の持つ役割、支所の位置づけなどについて、協議する必要があると思うが、その問題点はなにか問う。

議長：専決の問題等について、決裁権を1件いくりにするのか等の問題が残ってくる。例えば、1件1億円であればそれ相応の支所長がおつてほしいというふうに考えているところで、その辺りがまだ、具体的に決まていないところである。総合支所で、決裁をして出納員も置き、地元の銀行に振り込むといった事務手続きであるので、かなりの権限は付与しないと有効に活用されないというふうに考えている。

黒石利武：それぞれの町村において持っている振興計画もあり、またそれぞれの地域の住民の要望もあろうかと思う。現在の財政状況の中では全て100%ができているというわけではないのが全国的な状況であると理解している。

絶対的な予算が足りない場合は、どうしても積み残さざるを得ないような事業が出てこようと思う。

今回の総合支所方式では、それぞれの住民の意見がいろいろ出てこようが、その辺りの調整や新町の執行部の予算の獲得もきわめて難しい状況も想像される。住民とすれば現行の振興計画に期待もあろうし、新町への期待もあろうと思う。

本所にしても総合支所にしてもこういった期待を裏切ることのないように運営することは極めて重要なことであり、真剣なご討議をお願いしたい。

議長：黒石委員の質問が、新町計画の方にだいが入っていたが、それぞれの首長が住民の皆様方のご意見をお伺いしながらの各々の町村の新町計画がある。それについては、網羅をしながら新しい計画をする方向である。

ただ、黒石委員の言われるように財政的にできないものもある。そのために、緊急性、必要性、そういったところから執行していくのが従来からの妥当なやり方であるとする。

それは、今後の町づくりの中で十分議論して、皆様方にお示しをしたいと考えている。

中平一三：新町構想に関連して、住民票を郵便局でとれるとかの郵便局の新しい構想の中で、お金の振り込み等については、取り扱われていない現状である。合併後は郵便局も利用して過疎の高齢者でも不便のないような細かいことについても検討していただきたい。

議長：過疎の高齢者の方でも利用しやすいということを構想の中でもやっていきたいと考えている。

浜田孝介：総合支所の役割は重要であるし、権限についても大幅に付与していくというふうなお考えで、そのこと自体は非常にいいことだと思う。ただ、そうすると権限に見合う人材の問題も絡んでくると思うが、雇用の場を確保するために権限を付与して、そこにその人材をあてはめるということではないと思うので、やはり住民のためのサービスが大事であるので、低下を招かないように、誰から見ても納得できるような権限の付与と人材の登用をお願いしたい。

議長：わかりました。

他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第16号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第16号 事務機構及び組織の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後3時16分に暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時32分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第17号 町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（天野推進班長説明：誤字については説明の中で訂正）

議長：質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第17号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第17号 町村の慣行の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについて〔協定項目第20号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（氏原事務局次長説明：調整方針案の中「高額療養費の貸付限度額は、合併時に統合する。」を「高額療養費の貸付限度額は、合併時に統一する。」に訂正し、説明）

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：国民健康保険運営協議会は、合併時に統合するということだが、委員の数はどうなるか問う。

氏原事務局次長：条例、規則をすり合わせしていくなかで調整していくことになる。分科会の案の中では伊野町の15名で適当ではなかろうかということである。

議長：委員そのものが残るといったことではないか確認する。

氏原事務局次長：そうではない。

浜田孝介：了承。

曾我部義晴：26ページの調整方針の中の1番目、「保険税の税率は、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することが出来る額に合併時に統一する。」とあるが、私の解釈では、出来る額に平成17年度から統一するという考えではないかと思うが、10月1日以降に国保に加入した人については、新しい税率で課税するという解釈でよいか問う。

氏原事務局次長：そのとおりである。

曾我部義晴：そうすると、この下りの手直しが必要でないかと思うがどうか。

それと、国民健康保険事業に関連しての質問であるが、伊野町にある仁淀地区国民健康保険病院組合と本川村国民健康保険診療所があるが、仁淀地区国民健康保険病院組合については、協定項目第14号の一部事務組合の取扱いの中で説明があるかと思う。

本川村の国民健康保険診療所は昭和33年に住民の要望により開設され、今日まで継続されてきているが、住民が心配しているのは合併したときに今の状態の国保診療所で維持していけるかどうかということである。本川村の医療機関は、この診療所のみであり、外来患者の診療の他、住民の健康診査、乳幼児の検診や予防接種など諸々の事業をしている状況である。本川村においては、緊急体制についてもこの国保診療所を頼っている。その点について、今後十分配慮していただきたい。

しかし、経営状態は良くない状態であるということも理解しておいていただきたいと思う。

議長：医療、保険といった分野で診療所は、いつ協議に提案予定か事務局に問う。

本山事務局長：何点かご質問があったが、まず、保険税の納付については平成16年度に課税したものについては、平成17年3月31日までは、旧の3町村の課税の額でそれぞれ納付いただくことということになる。事務的な運用の中で考えていたので、調整案としてまでは表現をしていないが、新たに国保に加入された方については、新町の税率で課税をしたいということの調整案で出させていただいている。

また、仁淀地区国民健康保険病院組合については、ご推察のとおり一部事務組合の取扱いについての協定項目で、ご提案させていただく。本川村国民健康保険診療所については、公の施設の取扱いの協定項目のところでご提案をしたいと考えている。

議長：調整案をわかりやすい形に調整するよう事務局に依頼する。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第18号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第18号 国民健康保険事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第19号 介護保険事業の取扱いについて〔協定項目第21号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（氏原事務局次長説明）

議長：質問はないか問う。

浜田孝介：37ページの調整方針案の中の介護保険料についてお尋ねする。第2期介護保険事業運営期間は、現行のとおりとし、平成18年度から統一していくということになっているが、国保税との関連で質問する。

国保税も3町村で差があったわけだが、それは合併時に統一ということで調整され、介護保険料と1年の差があるわけだが、スタート時が異なる根拠を示してほしい。

氏原事務局次長：介護保険事業の計画との絡みがあるので、事務担当者に出席してもらっているので、説明をお願いします。

藤田係長（伊野町）：本来、介護保険料の算定では、各々の介護保険事業運営期間に基づき事業計画を立て、その事業計画に基づいて3年間の介護保険料を決定している。介護保険の場合は、この事業計画があって、その次に介護保険料が決まってくる。介護保険料を変えるためには、この事業計画を1から見直す必要がある。各々3町村で、各々必要な介護サービス料に見合う試算をして、3年間の計画を立て、それに基づいた各々の保険料を設定しているわけなので、この3年間はその事業計画に基づいた介護保険料でいくのが望ましいというふうに考えている。

議長：国保事業も介護保険事業も、被保険者の方の出し合った保険料で運営をしているので、国保は前年に翌年分1年間を見直している。介護保険料は3年を見直しているということで、その1年の違いが出てくると理解していただきたい。

浜田孝介：了承。

議長：他に質問はないか問う。

委員：質問なしの発言多数。

議長：質問がないことを確認し、協議第19号について同意するか諮る。

委員：異議なしの発言多数。

議長：異議なしと認め、協議第19号 介護保険事業の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：その他についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明をさせる。

（別役総務班長説明）

議長：その他について質問ないか問う。

○委員：質問なしの発言多数。

○議長：その他について終了を宣告する。

○議長：本川村の山中村長さんが、明後日の選挙を待たずしてご勇退をされまして、後任には無投票で当選された山中さんが5月から村長になられる。この会で山中村長さんが皆さまにお会いするのは、これで最後ではないかと思うので、本人からのご挨拶を受けたいと思う。

○山中副会長：4月22日に告示があり、山中安夫君が無投票で当選をされている。私の任期は、5月13日までであるが、協議会の皆さま方にお会いする機会はないと思うので、ご挨拶させていただく。

1月20日に合併協議会が立ち上げられて、本日まで4回の協議会に参加をさせていただいた。

21世紀というのはどんな時代か、非常に厳しい財政状況の中で、本川村は嶺北地域から離脱をして、吾北村、伊野町とともに合併へ向かって進んできた。第5回の会には新村長が出てきて皆さまにご挨拶をするかと思うが、本当にいろいろお世話になった。

どうか16年の10月1日に、新しい町、そして住民の福祉を考えた、合併して良かったという町に仕上げさせていただきたいと、このように思う。協議会の委員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、お世話になったお礼を申し上げ、挨拶とする。

○議長：ただ今の山中村長さんのご挨拶を閉会の言葉として閉会する旨、宣告。

【8 閉会 午後4時22分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 5月 10日

議 長

堀田 始

署名委員

畑山 博行

署名委員

北川 一海